

24 時間対応体制加算の利用に関する留意点

*24 時間対応体制加算

ご希望により、24 時間電話等により利用者やその家族の相談に対応でき、緊急の訪問を必要に応じ実施することが可能になります。この場合、その月の 1 回目の訪問を行った時に別途加算され、緊急の訪問を行った場合には、その都度基本料金、緊急訪問看護加算、また時間帯によっては早朝・夜間訪問看護加算、深夜訪問看護加算がかかります。

- ① 24 時間対応体制加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が指定訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
- ② 24 時間対応体制加算については、当該月の第一回目の医療保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を医療保険で請求した場合には、介護保険における訪問看護サービスを利用した場合の緊急時訪問看護加算は算定できないこと。
- ③ 利用者やその家族からの連絡・相談に応じた場合、その日時と内容、対応状況を訪問看護記録に記録すること。また、当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行った場合についても、訪問看護記録に記録し、速やかに主治医等へ連絡すること。この場合、当該緊急訪問の所要時間、訪問時間帯に応じた所定単位数（訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、緊急訪問看護加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算）を算定する。
- ④ 24 時間対応体制加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。このため、24 時間対応体制加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から 24 時間対応体制加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ⑤ 訪問看護を担当する医療機関にあっては、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 24 時間対応体制加算の届け出ること。

(医療保険)

24 時間対応体制加算同意書

訪問看護ステーションタカラ

管理者 阿部 美津江 殿

私は、担当職員より重要事項説明書別紙で 24 時間対応体制加算について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者 印

代理人 印

(契約者との続柄：)

緊急連絡先

利用者名： _____ 様

訪問看護ステーション タカラ

〒997-0022 鶴岡市切添町 5-8

TEL (0235) - 33 - 8834

FAX (0235) - 29 - 3588

営業時間外に緊急の連絡先をご用意いたしております。

営業時間外の緊急時は下記の番号に問い合わせください。

090-2984-1088

080-6003-1088

緊急の場合のみ連絡お願いいたします。